

●香川県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年1月7日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

令和2年1月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 紫雲出山線（232号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市詫間町生里字本郷1289 番5地先から 三豊市詫間町生里字向井1288 番3地先まで	19.8~25.8	23	令和元年香川県告示第151号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和2年1月7日